Amundi
Investment Solutions

投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日:2026年10月28日

アムンディ・みらい定期便

追加型投信／内外／資産複合



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。

■委託会社　ファンドの運用の指図を行う者

アムンディ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第350号

■受託会社　ファンドの財産の保管および管理を行う者

株式会社りそな銀行

■委託会社の照会先　ファンドに関するお問合せ

お客様サポートライン　**050-4561-2500**（受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ　**https://www.amundi.co.jp**

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産（投資信託証券（資産複合（株式・債券・不動産投信・その他資産）資産配分変更型））	年12回（毎月）	グローバル（日本を含む）	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）をご覧ください。

●この目論見書により行う「アムンディ・みらい定期便」の受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社（委託会社）は、同法第5条の規定により有価証券届出書を2026年10月27日に関東財務局長に提出しており、2026年10月28日にその届出の効力が生じております。

●投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

●ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づいて組成された金融商品であり、投資信託約款の内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの投資信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

●ファンドの販売会社、基準価額等については、表紙の委託会社の照会先までお問合せください。

【委託会社の情報】
委託会社名：アムンディ・ジャパン株式会社
設立年月日：1971年11月22日
資　本　金：12億円（2026年7月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額：3兆2,482億円（2026年7月末現在）

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

この投資信託は、インカムゲインの確保と投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの特色

1 **ファンドは、主として米ドル建のルクセンブルク籍投資信託である「Amundi Funds　インカム・オポチュニティーズ」と、円建の国内籍投資信託である「CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）」に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。**

・「Amundi　Funds　インカム・オポチュニティーズ」（以下「主要投資対象ファンド」といいます。）の運用は、ビクトリー・キャピタル・マネジメント・インクが行います。

2 **ファンドは、主要投資対象ファンドへの投資を通じて、実質的に世界の株式・債券等へ投資し、持続的なインカムの確保とキャピタル収益の獲得を目指します。**

3 **ファンドは、毎年1月および7月に、当該月以降の半年間の分配金の目標額を設定し、毎月の決算日に当該目標額の分配を目指します。**

・分配金の目標額（以下「目標分配額」といいます。）は、ファンドの基準価額水準、主要投資対象ファンドからの分配額および信託報酬等の費用を勘案して決定されます。ただし、実際の分配額は毎月の決算日に決定されるため、目標分配額とは異なる場合があります。

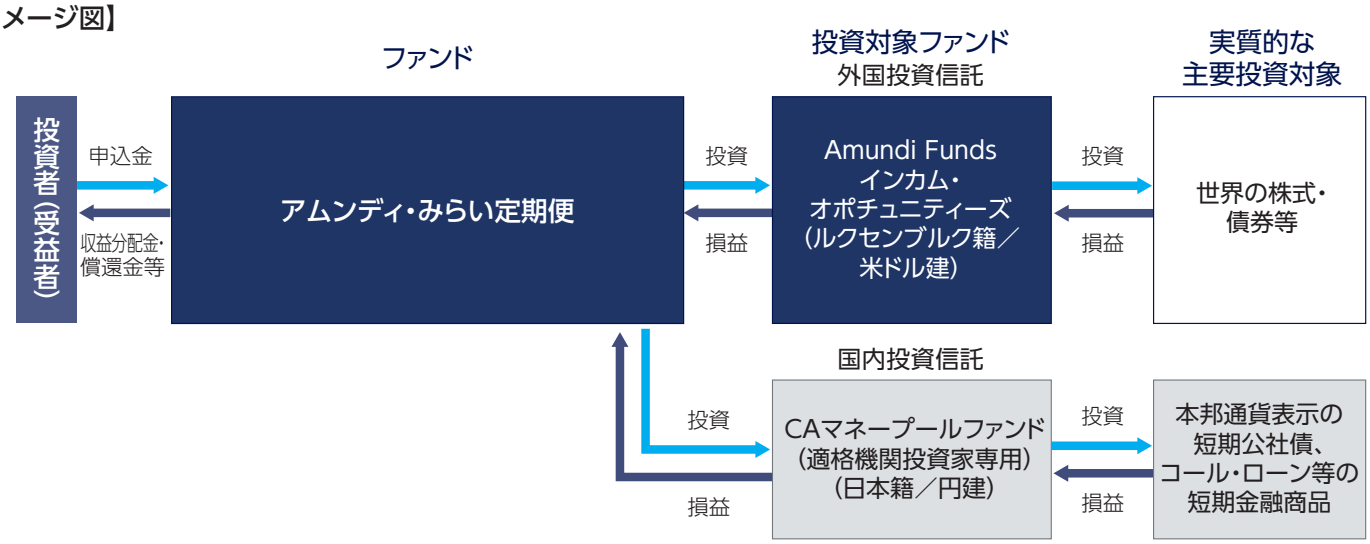
4 **組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。**

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

【イメージ図】



*ファンドの主要投資対象ファンドへの投資比率は、原則として高位とすることを基本とします。

分配方針

原則として、毎決算時に分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分も含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

主な投資制限

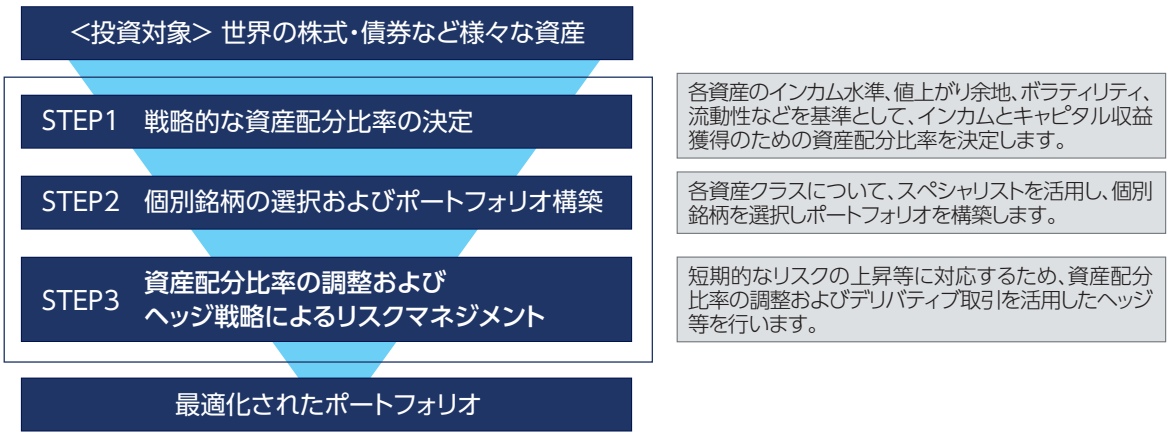
- 株式への直接投資は行いません。
- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

投資対象とする投資信託証券の概要

Amundi Funds　インカム・オポチュニティーズ（Amundi Funds Income Opportunities）

ファンドの形態	ルクセンブルク籍／オープンエンド／会社型投資信託（米ドル建）
投資方針	・世界の株式と国債・社債を主要投資対象とし、新興国の株式と債券にも投資することがあります。 ・その他、株価連動債券、ハイイールド債券、資産担保証券、モーゲージ証券、不動産投資信託証券等に投資することがあります。 ・機動的な資産配分戦略で、魅力的かつ持続的なインカムとキャピタル収益の獲得を追求します。 ・戦術的な資産配分変更やヘッジ戦略により、意図せざるリスクの削減と、ボラティリティ（価格変動率）の低減を図ります。
運用プロセス	
分配方針	毎年1月に、組入資産の状況等を元に目標インカム収益率（米ドルベースでの利回り）を設定し、四半期末ごとの基準価額に対して、当該目標インカム収益率に相当する分配金の支払いを目指します。
投資顧問会社	ビクトリー・キャピタル・マネジメント・インク（Victory Capital Management Inc.）

ＣＡマネープールファンド（適格機関投資家専用）

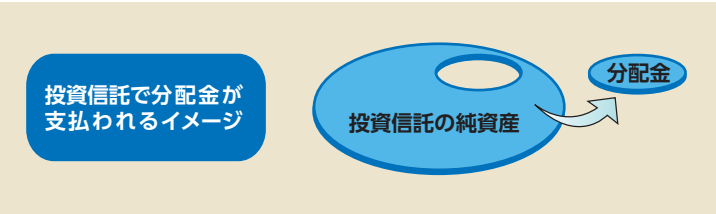
ファンドの形態	国内籍／追加型投信／私募投資信託（円建）
投資方針	主として本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

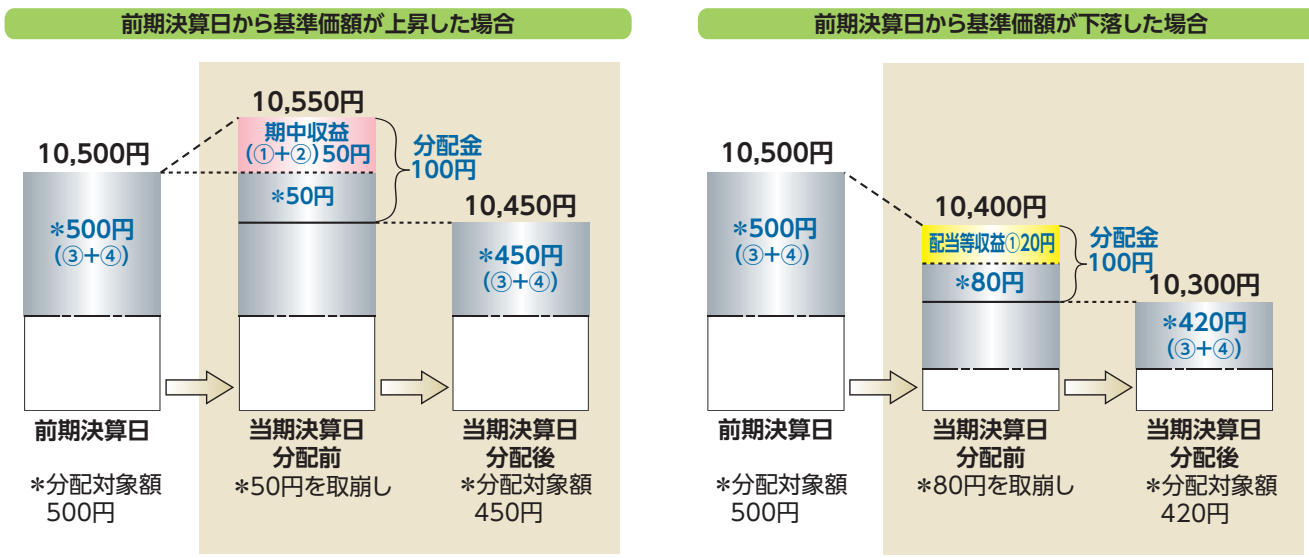
〔収益分配金に関する留意事項〕

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

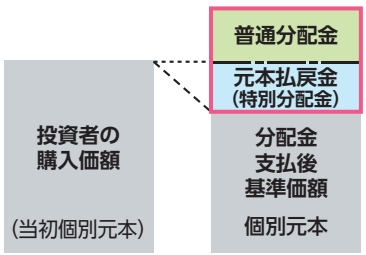
計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

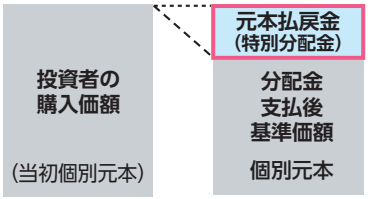
●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金（特別分配金）部分は**非課税扱い**となります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。
(注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として株式や債券など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。
ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

価格変動リスク



株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。債券の価格はその発行体の経営状況および財務状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により価格が下落するリスクがあります。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落します。

為替変動リスク



外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により外貨建資産の円換算価格が変動します。外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、外貨建資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。
外貨建資産に対して、為替ヘッジを原則として行いません。したがって、当該外貨の為替レートの変動の影響を受けます。

信用リスク



組入有価証券の発行体が破たんした場合または発行体の破たんが予想される場合もしくは財務状況の悪化等により、社債等の利息または償還金の支払の遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、当該組入有価証券の価格が大幅に下落することがあります（ゼロになる場合もあります。）。これらの影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク



短期間での大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場に大きなインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

カントリーリスク



海外市場に投資する場合、当該市場が存在する国の社会情勢または国際情勢の変化により、金融市場または証券市場が不安定になったり、混乱したりすることがあります。ファンドは実質的にエマージング市場にも投資することがあります。エマージング市場は、先進諸国の市場と比較した場合、取引市場独自の規制があることや取引量が小さいことから流動性が低くなる傾向があります。こうした影響を受け、期待される価格で売買できない場合や、決済制度が未発達なために決済の遅延・不能などが生じて、的確な投資を行えない場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

投資リスク

デリバティブ取引に関するリスク



主要投資対象ファンドにおいて、デリバティブ取引等を行うことがあります。その場合、投資対象の市場および銘柄の動向に関わらず、収益が得られない場合や損失が発生する場合があります。

この他、ファンドが実質的な投資対象とする、相対的に格付の低いハイイールド債券、資産担保証券、モーゲージ証券、株価連動債券等への投資は、国債など相対的に格付の高い公社債と比較して、価格変動リスク、信用リスクおよび流動性リスクが高くなる可能性があります。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

①ファンドの繰上償還

ファンドは、投資信託財産の純資産総額が30億円を下回った場合、投資対象とするファンドが繰上償還となった場合、その他やむを得ない事情が発生した場合等には、信託を終了させることがあります。

②流動性リスクに関する留意事項

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

・ファンドのリスク管理として、リスクマネジメント部は運用リスク全般の状況をモニタリング、運用パフォーマンスの分析および評価を行うほか、関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニタリングしリスク委員会に報告します。コンプライアンス部は、重大なコンプライアンス事案についてコンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、当該リスク管理過程については、グループの監査部門が随時監査を行います。

・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

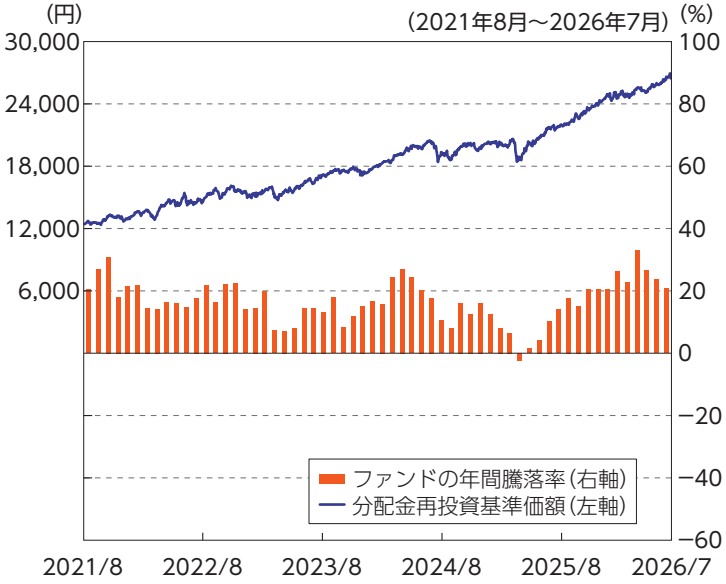
・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

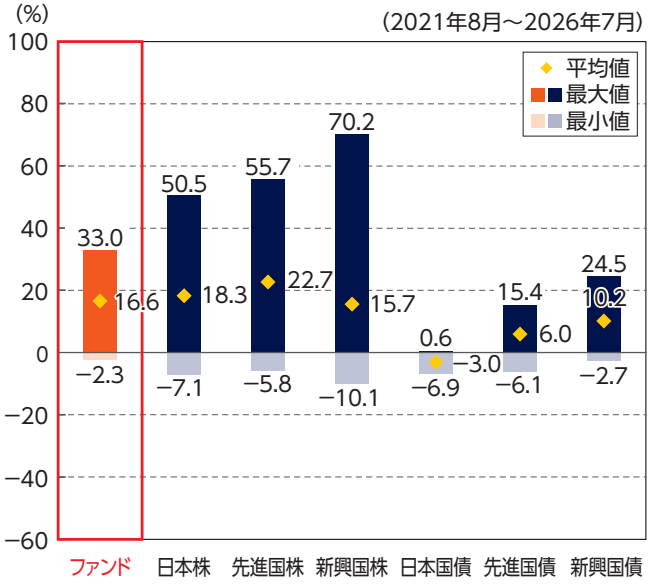
投資リスク

（参考情報）

①ファンドの年間騰落率および分配金再投基準価額の推移



②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



＊①のグラフは年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

＊②のグラフは2021年8月から2026年7月までの5年間の年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

＊年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

＊②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

○各資産クラスの指数について

日本株　東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

東証株価指数（TOPIX）とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標章または商標は、株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標章または商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、ＪＰＸにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。

先進国株　MSCIコクサイ・インデックス（税引後配当込み、円ベース）

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株　MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、円ベース）

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債　NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRC」という。）が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利はNFRCに帰属します。

先進国債　FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債　JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース）

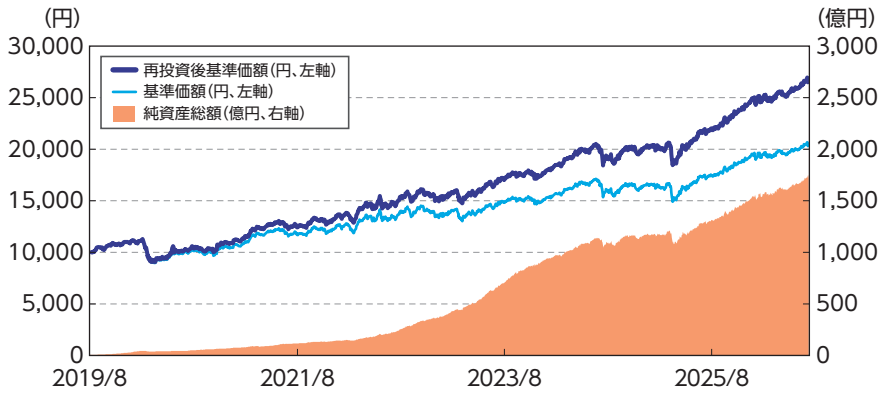
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

運用実績

2026年7月末日現在

基準価額・純資産の推移



*再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
*基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額	20,300円	純資産総額	1,714.6億円

分配の推移

決算日	分配金(円)
79期(2026年3月25日)	60
80期(2026年4月27日)	60
81期(2026年5月25日)	60
82期(2026年6月25日)	60
83期(2026年7月27日)	65
直近1年間累計	725
設 定 来 累 計	3,815

*分配金は1万口当たり・税引前です。
*直近5期分を表示しています。

主要な資産の状況

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行っており、「組入上位国・地域」および「組入上位10銘柄」は「Amundi Funds インカム・オポチュニティーズ」のポートフォリオの状況を記載しています。

資産配分

資産	純資産比(%)
Amundi Funds インカム・オポチュニティーズ	98.96
CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	0.00
現金等	1.04
合計	100.00

*四捨五入の関係で合計が100.00%とならない場合があります。

組入上位国・地域

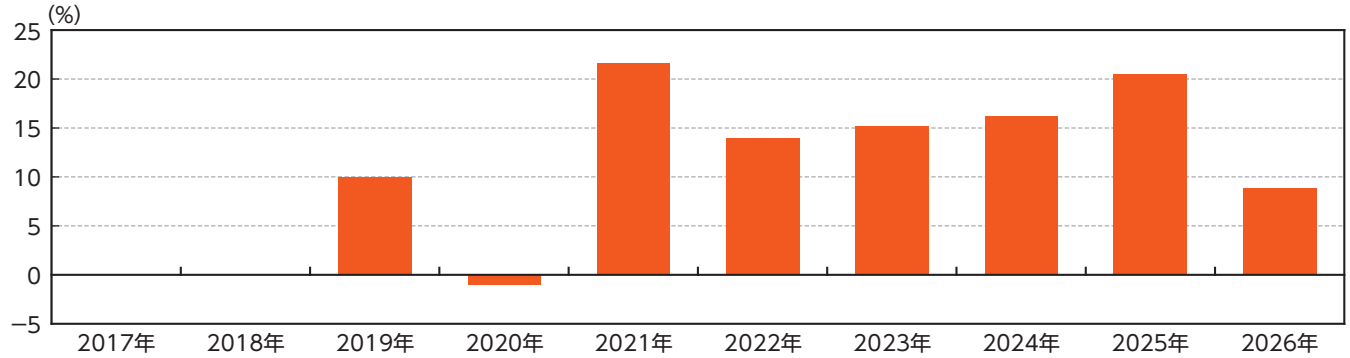
	国・地域	比率(%)
1	米国	65.96
2	カナダ	7.22
3	日本	6.00
4	フランス	4.25
5	韓国	3.73

組入上位10銘柄

	銘柄名	資産	国・地域	比率(%)
1	BANK OF AMER CORP COM	株式	米国	4.81
2	SHELL PLC ORD EUR0.07	株式	米国	2.51
3	BCO DE SABADELL EUR0.125	株式	スペイン	1.65
4	EVERSOURCE ENERGY COM	株式	米国	1.53
5	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO COM	株式	米国	1.43
6	HUNTINGTON BANCSHARES INC COM	株式	米国	1.41
7	US TREASURY N/B 4.125% 07/31/2028	債券	米国	1.40
8	ACCENTURE PLC IRELAND SHS CLASS A	株式	米国	1.33
9	JAPAN (20 YEAR ISSUE) 0.4% 06/20/2041	債券	日本	1.26
10	GPO FIN BANORTE COM NPV SERIES O	株式	メキシコ	1.24

※「組入上位国・地域」および「組入上位10銘柄」の比率は、「Amundi Funds インカム・オポチュニティーズ」の純資産総額に対する割合です。

年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
※ファンドにはベンチマークはありません。
※2019年は設定日(8月23日)から年末までの騰落率、2026年は年初から7月末日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

お申込みメモ

◆お取扱いコース、購入・換金のお申込みの方法ならびに単位および分配金のお取扱い等について、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

購入時 	購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
	購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。

換金時 	換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目以降にお支払いします。

申込について 	購入・換金申込受付不可日	以下のいずれかに該当する場合には購入・換金のお申込みを受け付けません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・米国証券業金融市場協会が定める休業日 ・ルクセンブルクの銀行休業日 ・12月24日 ・委託会社が指定する日
	申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時30分までに購入・換金のお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
	購入の申込期間	2026年10月28日から2027年4月23日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
	換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申し込みには制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断によりファンドの購入・換金の申込受付を中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金の申込受付を取り消すことができます。

手続・手数料等

お申込みメモ

その他	信託期間	2029年7月25日までとします。(設定日:2019年8月23日)
	繰上償還	委託会社は、投資信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合または信託を終了させることが投資者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰り上げて信託を終了させることができます。この他、投資対象のファンドが繰上償還になり、代替ファンドがない場合は信託を終了します。
	決算日	年12回決算、原則毎月25日です。休業日の場合は翌営業日とします。
	収益分配	原則として毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 自動けいぞく投資コースは税引後無手数料で再投資されます。
	信託金の限度額	5,000億円です。
	公告	日本経済新聞に掲載します。
	運用報告書	原則として、1月および7月の決算時および償還時に運用報告書を作成します。
	課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。

料率上限(本書作成日現在)	役務の内容
1.1%(税抜1.00%)	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。

信託財産留保額	ありません。

手続・手数料等

<投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用>

<table>
<tr><td rowspan="3">運用管理費用
(信託報酬)</td><td>ファンド</td><td>信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率0.88%(税抜0.8%)を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。
[信託報酬の配分]
<table><tr><th>支払先</th><th>料率(年率)</th><th>役務の内容</th></tr><tr><td>委託会社</td><td>0.15%(税抜)</td><td>ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>0.62%(税抜)</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>0.03%(税抜)</td><td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr></table>[支払方法]
毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。</td></tr>
<tr><td>投資対象とする投資信託証券</td><td><table><tr><th>名称</th><th>料率(年率)</th></tr><tr><td>Amundi Funds　インカム・オポチュニティーズ</td><td>0.75%</td></tr><tr><td>CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)</td><td>0.385%
(税抜0.35%)以内</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>実質的な負担の上限</td><td>純資産総額に対して年率1.63%(税込)※
※ファンドの信託報酬年率0.88%(税込)に投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの(年率0.75%)を加算しております。ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。</td></tr>
<tr><td>その他の費用・手数料</td><td colspan="2">その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。
・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用
・信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。)
・投資信託財産に関する租税　等
※その他、組入投資信託証券においては、ルクセンブルクの年次税(年率0.01%)などの諸費用がかかります。
※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。</td></tr>
</table>

◆ファンドの費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。
◆ファンドの費用については、本書作成日現在の情報であり、今後変更される場合があります。

手続・手数料等

税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。
・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時　期	項　目	税　金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

◆外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
◆法人の場合は上記とは異なります。
◆上記は2026年4月末現在の内容に基づいて記載しています。
◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

（対象期間：2026年1月27日～2026年7月27日）

総経費率（① ＋ ②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.62%	0.87%	0.75%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。
※その他費用には、投資先ファンドの費用が含まれます。なお、投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

MEMO

（当ページは目論見書の内容ではございません）


Amundi
Investment Solutions
Trust must be earned